１０２号建物冷水ポンプ補修工事

工事名称	１０２号建物冷水ポンプ補修工事	図面番号	１／５
図面名称	表　紙	仕様書番号	管－９２
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊		令和８年９月８日	

仕　様　書

１　工事件名　１０２号建物冷水ポンプ補修工事

２　工事場所　茨城県土浦市右籾２４１０　陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地

３　工事概要

(1)　冷水ポンプ撤去・新設　１台

(2)　防振架台撤去・新設　１台

(3)　付帯設備　一式

４　一般仕様

(1)　一般事項

ア　本工事の施工は、本特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定公共建築工事標準仕様書及び改修工事標準仕様書等の定めるところに従い誠実に行うものとする。

なお、図面と特記仕様書との内容に相違又は明示なき場合、疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うものとする。

イ　本工事の実施に当たっては、適用を受ける関係法令等（条例を含む。）を遵守し、材料の選定、品質性能の確保、工法の選定、検査等を行うものとする。

ウ　工事施工に際し、現場の納まり及び取り合わせ等の関係で位置又は工法を多少変え、それぞれによる数量を幾分増減する等の軽微な変更及び技術的に当然施工すべき事項が発生した場合は、監督官の指示に従い施工するものとする。

エ　受注者は、駐屯地等の中で工事を行う場合、区域への立ち入り及び行動（出入門手続・火気取扱い・工事用通行路等）は、駐屯地等の規則（部隊諸規則）及び関係者の指示を厳守して行うものとし、工事施工地域以外への立ち入りを禁止する。

オ　駐屯地等の区域内における工事用車両の通行ルートの安全対策については、受注者において十分管理するものとし、通行ルート、工事施工場所周辺の道路等は、土砂等の飛散による粉じんが発生しないように清掃しなければならない。

カ　駐屯地等の区域内の施設等に損傷を与えないよう十分注意して施工するものとし、万一破損させた場合は、速やかに監督官及び駐屯地等の管理者に報告するとともに、受注者の負担において原形に復旧するものとする。また、第三者等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償するものとする。

キ　本工事作業時間は８時３０分から１７時までとし、土曜日、日曜日及び祝祭日の作業は原則として実施しないものとする。ただし、やむをえない場合は監督官と調整のうえ実施するものとする。

(2)　現場管理

ア　受注者は、本工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、工事現場等における施工体制の点検要領について（防整施第４６８０号。２９．３．３０）（以下「点検要領」という。）に従って記載した施工体制台帳及び施工体系図を作成し、建設業の許可証、契約書等の写し（下請負人を含む。）を監督官に提出するものとする。

イ　受注者は、点検要領に従って各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、監督官へ報告するものとする。

ウ　工事の安全に際しては、必要に応じて保安灯等の危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起し、また、作業工程ごとに安全に対する検討を行い必要な措置を講ずる等、安全管理を徹底するものとする。

エ　停電作業を行う場合において、主任技術者は復電時の検電、検相、電圧等の最終確認を行わなければならない。

オ　火気の使用や溶接作業を行う場合は、標準仕様書の当該事項によるほか、次による。

(7)　火花又はアークを発し若しくは高温となって点火源となるおそれのある機械又は火気を使用する場所には燃料容器を置いてはならない。

(ｲ)　内燃機関を有する建設用機械は原則として室内では使用しない。やむを得ず使用する場合は、上記（ア）及び労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号）第５７８条を厳守すること。

カ　立入禁止区域内への立ち入り及び写真撮影は監督官と協議すること。

(3)　関係書類

ア　受注者は、工事請負金額が５００万円以上の工事については工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し監督官の確認を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センターに登録申請するものとする。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督官に提出しなければならない。

イ　工事写真撮影は受注者が実施するものとし、着手前の状況、各施工段階、工事完成及び完成後、明視できない箇所の施工状況並びに材料検収、その他監督官の指示するものを黒板等を使用してサービス版サイズに整理したうえ、提出するものとする。

５　産業廃棄物の処理等

受注者は本工事による発生する産業廃棄物を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）に基づいて適正に処分しなければならない。

発生材の処理

受注者は工事の施工により生じた発生材のうち、監督官に引渡しを要するものについては指定場所に搬入の上、発生材報告書、発生材数量根拠及び状況写真それぞれ２部を添えて監督官に提出する。また、発生材の数量は品目毎の重量（単位：キログラム）を集計するものとする。

ア　発生材のうち、監督官に引渡しを要するものとは金属くずとする。

イ　受注者は、監督官に引渡しを要しないものはすべて構外に搬出し、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い適正に処理し、監督官に報告する。

件　　名	１０２号建物冷水ポンプ補修工事	図面番号	２／５
種　　別	仕様書（その１）	縮　　尺	図　示
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊		令和８年９月８日	

仕　様　書

6　工事仕様

(1)　共通仕様

ア　着手に先立ち、事前に現地を確認すること。また、本工事は図面より現地の取り合いを優先すること。

イ　機器及び材料

(ｱ)　環境物品等の適用

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づき決定された「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において、「公共工事」に規定される資材、建設機械、工法等を用いる場合は、当該規定で定められた「判断の基準」を満足すること。ただし、災害等の影響による影響や地域性等により適用しがたい場合において、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合はこの限りではない。

ウ　主要機材

(ｱ)　本工事に使用する資機材は本設計図書に適合するものとし、再使用品及び再生資源を利用することとしたものを除きすべて新品とする。

(ｲ)　図面に記載されている資機材の製造者及び型式（型番）は参考のものであり、製造者等を特定しているものではない。

(2)　特記仕様

ア　数量・使用材料表

項　　目	規格・寸法等	数　量	単位
機械設備工事			
１　撤去工事			
冷水ポンプ撤去	冷水２次　渦巻ポンプ 125φ　1,990L/min　75mH_2O	1.0	台
防振架台撤去		1.0	台
２　新設工事			
冷水ポンプ新設	冷水２次　渦巻ポンプ 参考品番：川本製作所GFO150５G4ME45	1.0	台
防振架台新設	参考品番：PS-1701Z	1.0	台
芯出し調整及び試運転調整		1.0	式

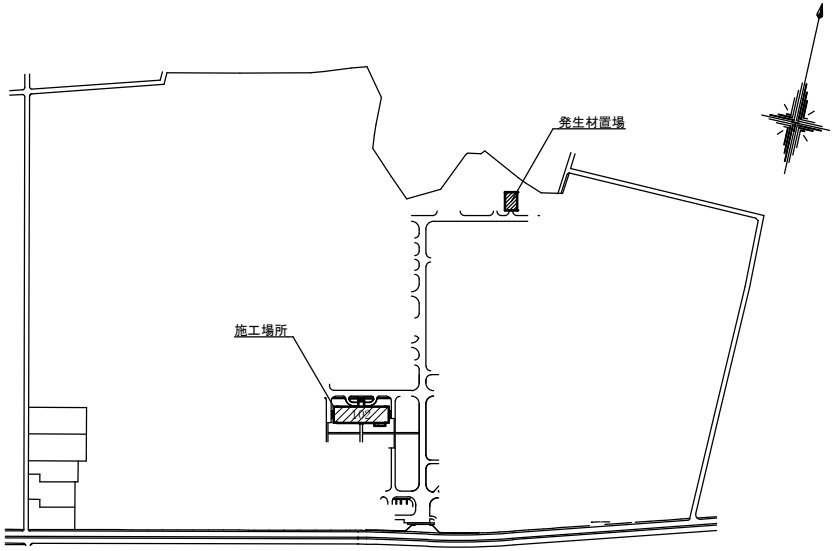
件　　名	１０２号建物冷水ポンプ補修工事	図面番号	３／５
種　　別	仕様書（その２）	縮　　尺	図　示
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊		令和８年９月８日	



陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地

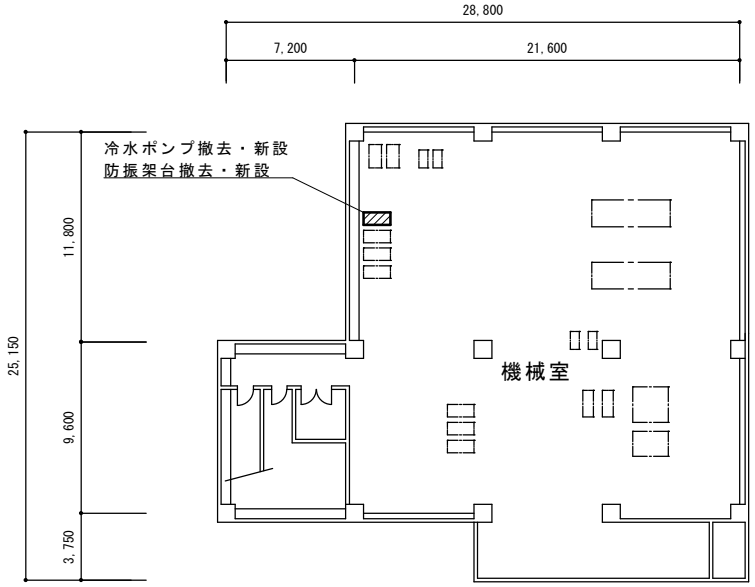


案　内　図　Ｓ＝１：Ｘ



配置図　Ｓ＝１：７，０００

工事名称	１０２号建物冷水ポンプ補修工事	図面番号	４／５
図面名称	案内図・配置図	縮尺	
		図示	
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊		令和８年９月８日	



１０２号建物Ｂ１平面図　Ｓ＝１：３００

工事名称	１０２号建物冷水ポンプ補修工事	図面番号	５／５
図面名称	１０２号建物Ｂ１平面図	縮尺	
		図示	
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊		令和８年９月８日	